



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

選挙管理委員会事項

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数	1
○参議院沖縄県選挙区選出議員選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任	2
○参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長及び選挙分会長職務代理者の選任	2
○参議院議員通常選挙の竹富町の投票期日	2
○参議院沖縄県選挙区選出議員選挙の政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所	3
○参議院沖縄県選挙区選出議員選挙の選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所	3
○参議院比例代表選出議員選挙の選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所	3
○参議院沖縄県選挙区選出議員選挙の投票用紙の色	3
○参議院比例代表選出議員選挙の投票用紙の色	3
○参議院沖縄県選挙区選出議員選挙の選挙運動に関する支出金額の制限額	4
○参議院沖縄県選挙区選出議員選挙におけるポスターを掲示することができる日	4
○参議院沖縄県選挙区選出議員選挙の選挙会の日時及び場所	4
○参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会の日時及び場所	4
○参議院比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等の名称及び略称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所	4
○参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所	4
○参議院沖縄県選挙区選出議員選挙の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	5
○参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長の事務を行う場所	5
○参議院比例代表選出議員選挙の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	5

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、令和7年沖縄県選挙管理委員会告示第24号は、廃止する。

令和7年7月3日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,681
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 248,003

3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	17,203
うるま市選挙区	33,574
沖縄市選挙区	37,579
宜野湾市選挙区	26,498
浦添市選挙区	30,756
那覇市・南部離島選挙区	88,424
豊見城市選挙区	17,119
島尻・南城市選挙区	36,745
糸満市選挙区	16,237
宮古島市選挙区	15,524
石垣市選挙区	14,989
国頭郡選挙区	17,974
中頭郡選挙区	42,056

沖縄県選挙管理委員会告示第27号

令和7年7月20日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及び選挙長職務代理者を次のとおり選任した。

令和7年7月3日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

種別	氏名	住所
選挙長	武田昌則	那覇市
選挙長職務代理者	高江洲義直	那覇市

沖縄県選挙管理委員会告示第28号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙分会長及び選挙分会長職務代理者を次のとおり選任した。

令和7年7月3日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

種別	氏名	住所
選挙分会長	武田昌則	那覇市
選挙分会長職務代理者	高江洲義直	那覇市

沖縄県選挙管理委員会告示第29号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における一般投票日によらない竹富町の全投票区の投票期日を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により、次のとおり定める。

令和7年7月3日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

全投票区 令和7年7月19日

沖縄県選挙管理委員会告示第30号

令和7年7月20日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）による政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和7年7月3日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

- 1 日時 令和7年7月3日 午後6時
 - 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県選挙管理委員会室
-

沖縄県選挙管理委員会告示第31号

令和7年7月20日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和7年7月3日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

- 1 日時 令和7年7月4日 午後5時30分
 - 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県選挙管理委員会室
-

沖縄県選挙管理委員会告示第32号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和7年7月3日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

- 1 日時 令和7年7月4日 午後6時30分
 - 2 場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県選挙管理委員会室
-

沖縄県選挙管理委員会告示第33号

令和7年7月20日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における投票用紙の色を次のとおり定める。

令和7年7月3日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

用紙の色 クリーム色

印刷の文字の色 黒色

沖縄県選挙管理委員会告示第34号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における投票用紙の色を次のとおり定める。

令和7年7月3日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

用紙の色 白色

印刷の文字の色 黒色

沖縄県選挙管理委員会告示第35号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第 1 項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和 7 年 7 月 3 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

制限額 候補者 1 人につき 39, 092, 300 円

沖縄県選挙管理委員会告示第36号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙において、公職の候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

令和 7 年 7 月 3 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

ポスターを掲示することができる日 令和 7 年 7 月 3 日

沖縄県選挙管理委員会告示第37号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

令和 7 年 7 月 3 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

- 1 日時 令和 7 年 7 月 23 日 午前 9 時 30 分
 - 2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 7 階第 4 会議室
-

沖縄県選挙管理委員会告示第38号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所は、次のとおりである。

令和 7 年 7 月 3 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

- 1 日時 令和 7 年 7 月 23 日 午前 10 時
 - 2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 7 階第 4 会議室
-

沖縄県選挙管理委員会告示第39号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第 3 項の規定による投票記載所の名簿届出政党等の名称及び略称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和 7 年 7 月 3 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

- 1 日時 令和 7 年 7 月 3 日 午後 5 時 30 分
 - 2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県選挙管理委員会室
-

参議院沖縄県選挙区選出議員選挙選挙長告示第 1 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和 7 年 7 月 3 日

参議院沖縄県選挙区選出議員選挙
選挙長 武 田 昌 則

令和 7 年 7 月 3 日午前10時まで 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁11階第 1・第 2 会議室
令和 7 年 7 月 3 日午前10時以降 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県選挙管理委員会室

参議院沖縄県選挙区選出議員選挙選挙長告示第 2 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第 6 項の規定により、選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和 7 年 7 月 3 日

参議院沖縄県選挙区選出議員選挙
選挙長 武 田 昌 則

- 1 日時 令和 7 年 7 月 17 日 午後 5 時 30 分
- 2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県選挙管理委員会室

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第 1 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和 7 年 7 月 3 日

参議院比例代表選出議員選挙
選挙分会長 武 田 昌 則

令和 7 年 7 月 3 日午前10時まで 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁11階第 1・第 2 会議室
令和 7 年 7 月 3 日午前10時以降 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県選挙管理委員会室

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第 2 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第 6 項の規定により、選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和 7 年 7 月 3 日

参議院比例代表選出議員選挙
選挙分会長 武 田 昌 則

- 1 日時 令和 7 年 7 月 17 日 午後 6 時
- 2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県選挙管理委員会室

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1